

安全保障理事会決議 2222 (2015)

2015年5月27日、安全保障理事会第7450回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際の平和および安全の維持に関する国際連合憲章の下での安保理の主要な責任を念頭に置き、そして紛争予防と解決を目的とした措置を講じることの重要性を強調し、

武力紛争下の文民の保護に関する 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006) および 1894 (2009) の安保理諸決議および武力紛争における報道関係者、メディアの専門家および関連要員の保護に関する安保理決議 1738 (2006) 並びにその他の関連諸決議および議長声明を再確認し、

憲章の第1条(1-4)に定められた国際連合憲章の目的に対する、また憲章の第2条(1-7)に定められた憲章の原則に対する、全ての国家の政治的独立、主権平等および領土保全の原則を含む、安保理の公約、並びに全ての国家の主権に対する尊重を再確認し、

1949年8月12日のジュネーブ諸条約、とりわけ捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーブ第三条約、および1977年6月8日の追加議定書、とりわけ武力紛争の行われている地域において職業上の危険な任務に従事している報道関係者の保護に関する追加議定書第79条1を想起し、

報道関係者、メディアの専門家および関連要員の活動は、武力紛争の状況において脅迫、いやがらせそして暴力の具体的な危険に彼らをしばしば置くことを認識し、

武力紛争の当事者が、市民的および政治的権利に関する国際規約の第19条に従って、異なる手段、オンライン並びにオフライン、により情報を求めること、受け取ることそして広めることによる表現の自由に対する自らの権利を行使する者を含む、影響を受けた文民の保護を確実にするためのあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認し、

武力紛争における報道関係者、メディアの専門家および関連要員を保護する、国際人道法そして適

用可能な場合には国際人権法の重要な役割を認識し、

国家が、自らの国民、並びに関連する国際法により規定されているように自国領域内の個人の人権を尊重しまた確実にする主要な責任を負っていることを更に認識し、

1948年に総会により採択された人権に関する世界宣言（「世界人権宣言」）の第19条に反映された表現の自由に対する権利を想起し、また1966年に総会により採択された市民的および政治的権利に関する国際規約（「ICCPR」）の第19条の表現の自由に対する権利そしてそれに対する何らかの制限は、法律によって定められまたICCPRの第19条の第3項に定められた根拠で必要とされるものに限られることをまた想起し、

武力紛争における報道関係者、メディアの専門家および関連要員に対する世界の多くの部分における暴力行為、とりわけ国際人道法に違反した意図的な攻撃、の頻発に深く懸念し、

武力紛争の状況においては戦争犯罪を構成する、文民としての文民に対して意図的に向けられた攻撃に対して国際人道法の下での禁止が存在していることを強調し、そしてそのような犯罪行為に対する刑事責任の免除を終わらせる国家の必要性を想起し、

武力紛争における報道関係者、メディアの専門家および関連要員に対して行われた犯罪の刑事責任の免除は、彼らの保護に対する著しい課題のままであることそして彼らに対して行われた犯罪に対する責任追及を確保することは将来の攻撃を防止することにおける主要な要素であることを念頭に置き、

報道関係者、メディアの専門家および関連要員が、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪をもたらし得る潜在的状況を特定しまた報告する早期警戒制度として行動することにより、文民の保護および紛争予防における重要な役割を果たすことができることを認識し、

武力紛争の状況における文民に対する暴力のあらゆる扇動に対する安保理の非難を再確認し、そして暴力、ジェノサイド、人道に対する罪またその他の国際人道法の重大な違反を扇動するためのメディアの使用を非難し、

ジュネーブ諸条約の締約国が、これらの条約の重大な違反を犯したか、または犯すことを命じられたと申し立てられた人を調査する義務、またその国籍にかかわらず、自国の裁判所で彼らを裁くか、または他の関係国に、この国が当該人物に対する一応の証拠を立証することを条件として、公判のために彼らを引き渡すことができる義務を有していることを想起し、

ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪またはその他の国際人道法の重大な違反について責任を有する者の刑事責任の免除を終わらせそして捜査しまた訴追する各々の義務を遵守する全ての加盟国の責任を更に想起しそして文民に対して行われた国際的な関心のある最も重大な犯罪に対する刑事責任の免除に対する闘いは、ローマ規程に定められたように、国の刑事管轄権に対する補完の原則に従った、国際刑事裁判所、特別および混合裁判所並びに国内裁判所の特別法廷によるこれらの犯罪に関する活動や起訴を通して強化されてきていることに留意し、

テロリスト集団により与えられた、報道関係者、メディアの専門家および関連要員の安全に対する脅威が増えていることに深い懸念を表明しそして資金を増やすことまたは政治的譲歩を得ることを含む、何らかの目的のために、テロリスト集団により行われた殺害、誘拐および人質拘束の出来事を強く非難し、そしてテロリスト集団により行われた誘拐や人質拘束を予防しまた適用可能な国際法に従って、身代金の支払いまたは政治的譲歩なしに、人質の安全な解放を手に入れる安保理の決議を表明し、

平和維持活動と特別政治ミッションが、命じられた場合には、人権を促進しまた保護する国際的な取組に対して果たすことができる貢献、また報道関係者、メディアの専門家および関連要員を含む文民の、違反と虐待に関する監視と報告並びに人権を促進しまた保護し、そして報道関係者、メディアの専門家および関連要員を含む文民に対して行われた犯罪に対する刑事責任の免除に対する闘いを強化するための国の政府の取組に対する支援の提供を通じたものを含む、保護を強調し、

武力紛争の状況における文民の保護の、早期計画立案におけるものを含む、包括的な、一貫したそして行動志向型の対処方法の重要性を認識し、これに関連して、持続可能な開発、貧困根絶、国民和解、良い統治、民主主義、法の支配および人権の尊重と保護を促進することによるものを含む、長期的に文民の保護を高めるため包括的なやり方で武力紛争の根本原因に対処する、紛争予防の幅広い戦略を採用する必要性を強調し、

地域的や準地域的機構が、武力紛争における報道関係者、メディアの専門家および関連要員の保護を確保することにおいて果たすことができる重要な役割そして国際連合とそれらの機構との間の効果的な協力の重要性を認め、

女性の報道関係者、メディアの専門家および関連要員がその仕事をするにおいて直面する具体的な危険を更に認め、そしてこの文脈での武力紛争の状況におけるその安全に対処する措置のジェンダーの特質を考慮することの重要性を強調し、

安全保障理事会による武力紛争における報道関係者の保護の問題の審議がこの問題の緊急性と重要性に基づいていることを認識し、そして事務総長がこの問題についてのより多くの情報を提供することにおいて果たすことができる貴重な役割を認識し、

1. 武力紛争の状況における報道関係者、メディアの専門家および関連要員に対して行われたあらゆる違反や侵害を非難し、そして武力紛争の全ての当事者に対しそのような実践を終わらせることを求める。

2. 自由で、独立したまた不偏なメディアの活動は、民主社会の本質的な基礎の一つを構成すること、そしてそれによって文民の保護に貢献できることを確認する。

3. 武力紛争の行われている地域において職業上の危険な任務に従事する報道関係者、メディアの専門家および関連要員は、文民として考慮されるものとしそして文民としての自らの地位に悪く影響する行動を取らないことを条件として、そのような者として尊敬されまた保護されるものとするをこれに関連して想起する。このことは、ジュネーブ第三条約の第4条 A. 4に規定されている戦争捕虜の地位に対する軍隊の委任を受けた従軍記者の権利を害するものではない。

4. 武力紛争の状況における報道関係者、メディアの専門家および関連要員に対して行われた違反や侵害に対する支配的な刑事責任の免除、そしてそれは同様にこれらの行為の再発に貢献する可能性がある、を強く非難する。

5. 刑事責任の免除を終わらせそして国際人道法の重大な違反に責任を有する者を訴追する国際法

の下での関連義務を遵守する国家の責任を強調する。

6. 加盟国に対し、武力紛争の状況における報道関係者、メディアの専門家および関連要員に対して行われた犯罪に対する責任追及を確実にするための適切な措置を講じること、そして自国の管轄権の範囲内で不偏な、独立したそして効果的な捜査の実施を通してそしてそのような犯罪の実行者を訴追することを促す。

7. 武力紛争の全ての当事者が、武力紛争における報道関係者、メディアの専門家および関連要員を含む文民の保護に関連した国際法の下で彼らに提供可能な義務を十分に遵守するという安保理の要求を想起する。

8. 武力紛争の状況において、誘拐されていたかまたは人質として拘束されてきた報道関係者、メディアの専門家および関連要員の即時且つ無条件の解放を促す。

9. 武力紛争の状況において関与した全ての当事者に対し、文民としての報道関係者、メディアの専門家および関連要員の専門的な主体性と権利を尊重することを促す。

10. メディアの装備や設備は、非軍事的対象を構成すること、そしてこの点で、それらが軍事的対象でなければ、攻撃または報復の対象とされてはならないことをまた想起する。

11. 国際人道法における教育や訓練が、武力紛争により影響を受けた、報道関係者、メディアの専門家および関連要員を含む文民に対する攻撃を停止させそして予防するための取組を支援することにおいて果たすことができる重要な役割を認識する。

12. 国際連合平和維持活動および特別政治ミッションは、適当と認められる場合に、武力紛争の状況における報道関係者、メディアの専門家および関連要員に対する具体的な暴力行為に関する情報をその命じられた報告の中にも含めるべきことを確認する。

13. 武力紛争の全ての当事者に対し、報道関係者、メディアの専門家および関連要員を含む、文民に対する国際人道法の違反を予防するためできるだけ努力することを促す。

14. 加盟国に対し、武力紛争の状況において独立してまた不当な干渉なしにその活動を遂行するために、報道関係者、メディアの専門家および関連要員の安全と可能にする環境を、法においてまた実践において、創り出しそして維持することを求める。

15. 武力紛争における報道関係者、メディアの専門家および関連要員の安全を促進することと確保することに関する、技術援助および能力構築を通したものを含む、国際連合および関連する国際的な、地域的なまた準地域的な国際機構の中を含む、国際的なレベルでのより良い協力と調整を確実にする必要性を強調する。

16. 国際連合および地域的や準地域的機構に対し、武力紛争における報道関係者、メディアの専門家および関連要員の保護に関する良い慣行と学んだ教訓に関する専門知識を共有すること、そして密接に協力して、武力紛争の状況における報道関係者、メディアの専門家および関連要員の保護に関するものを含む、適用可能な国際人道法および関連する安全保障理事会諸決議の一貫したまた効果的な実施を高めることを奨励する。

17. ジュネーブ諸条約に対する 1977 年の追加議定書第 I および第 2 の当事国にまだなっていない国家に対し、当事国となることを考慮することを招請する。

18. 安保理が、武力紛争における報道関係者の保護の問題に対処し続けることを再確認する。

19. 事務総長に対し、武力紛争における文民の保護、差し迫った脅威に直面しているそのような個人を保護する措置の存在を含む、報道関係者、メディアの専門家および関連要員の安全と警護の問題について、彼の報告書の部分項目として変わらずに含めること、そして報道関係者、メディアの専門家および関連要員に対する攻撃や暴力に関する情報並びにそのような出来事を予防するために講じられた予防的活動が、関連する国を特定した報告書に具体的な側面として含められることを確保することを要請する。